

「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて

平成25年4月1日

改正 令和7年3月19日

神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

ビニールハウスの取扱いは、平成17年8月4日付け神奈川県建築行政連絡協議会「建築物として取り扱わないビニールハウスについて」により運用しているが、県所管区域においては、地域の実情を勘案し、県所管区域においては次のとおり取り扱うものとする。

第1（定義）

この取扱いにおいて、ビニールハウスとは、土地に定着した工作物で、農作物・園芸作物を栽培するために、骨組みを組み、その上部を透明または半透明のビニールで覆ったものをいう。

第2（建築物として取り扱わないもの）

(1) ビニールハウスのうち、以下のすべてに該当するものは、建築物として取り扱わない。

ア 骨組みの上部を覆ったビニール（フィルム状のものに限る。）が容易に脱着できるもの。

イ 不特定多数の利用がないもの。

ウ 最高の高さが5mを超えないもの。

エ 一体的に利用されている部分の地面への水平投影面積が3,000㎡以下のもの。

(2) 「「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る県環境農政局農水産部事務取扱い」（神奈川県環境農政局農水産部が、建築指導課と協議して定めたものをいう。）に適合するものとして県環境農政局農水産部が確認して設置するビニールハウスは、(1)にかかわらず建築物として取り扱わない。

なお、この取扱いの運用は農水産部と建築住宅部とが十分に連携を密にして行うものとする。

第3（建築物として取り扱うもの）

ビニールハウスのうち、第2に該当しないものは、建築物として取り扱う。

附 則

この取扱いは、平成25年4月1日施行する。

附 則

この取扱いは、令和7年4月1日から施行する。